㈤　減収補塡債

⑴　減収補塡債

減収補塡債については、地財法第５条ただし書の規定に基づき、地方公共団体が行う公共施設又は公用施設の整備事業について、当該事業に係る通常の地方債に加えて、原則として、都道府県分については、令和８年度の道府県民税法人税割及び利子割、法人事業税並びに特別法人事業譲与税の基準財政収入額の算定基礎となった収入見込額に比してそれぞれ実際の税収見込額が下回る額、市町村分については、令和８年度の市町村民税法人税割及び利子割交付金並びに法人事業税交付金の基準財政収入額の算定基礎となった収入見込額に比してそれぞれ実際の税収見込額が下回る額の範囲内の額を対象とするものとする。

⑵　減収補塡債（特例分）

減収補塡債（特例分）については、地財法第33条の５の３の規定に基づき算出した額を対象とするものとする。

㈥　その他

上記以外を対象とするものとする。

２　東日本大震災分（復旧・復興事業）

地方債（東日本大震災分（復旧・復興事業））の協議に当たっては、次に掲げる事業区分を協議の単位とし、それぞれに定める事業等を対象とするものとする（ただし、㈠の⑴、⑶及び⑷、㈡の⑴から⑶まで、㈢並びに㈣に掲げる事業については、東日本大震災復興特別会計予算に係る事業に係るものに限る。）。

㈠　一般会計債

⑴　公営住宅建設事業

公営住宅建設事業については、１の㈠の⑶ア及びイに掲げる事業を対象とするものとする（ただし、地方公共団体が実施するものに限る。）。

⑵　災害復旧事業

災害復旧事業については、地方公営企業災害復旧事業を対象とするものとする（ただし、東日本大震災復興特別会計予算に係る事業及び東日本大震災に係る復旧事業として行う地方単独事業に係るものに限る。）。

⑶　一般補助施設整備等事業

一般補助施設整備等事業については、復興事業に係る地方負担額（ただし、地方交付税法（昭和25年法律第211号）附則第４条に規定する震災復興特別交付税が交付される額を除く。）を対象とするものとする。

⑷　一般単独事業

一般単独事業については、貸付金を対象とするものとする。

㈡　公営企業債

⑴　公営企業債については、水道事業、工業用水道事業、交通事業、電気事業・ガス事業、港湾整備事業、病院事業・介護サービス事業、市場事業・と畜場事業、地域開発事業、下水道事業及び観光その他事業を事業区分とし、それぞれ１の㈡の⑴から⑽までに定める事業を対象とするものとする。

⑵　公営企業に準ずる事業を行う地方公共団体の出資に係る法人のうち地方公共団体が主導的に設立したもの若しくは公立大学法人（附属病院に係るものに限る。）に対する出資金、貸付金若しくは補助金又は公営企業型地方独立行政法人に対する貸付金若しくは出資金について起債を行う場合の取扱いについては、１の㈡の⑾に定める取扱いを準用する。

⑶　公営企業に附帯する事業について起債を行う場合には、当該公営企業に係る地方債において取り扱うものとする。

⑷　特定被災地方公共団体又は特定被災地方公共団体が加入する一部事務組合等が、東日本大震災に伴う料金の減免や事業休止等により令和８年度において発生又は拡大すると見込まれる公営企業の資金不足額について起債を行う場合には、当該公営企業に係る地方債において取り扱うものとする。

㈢　国の予算等貸付金債

国の予算等貸付金債については、国の予算から貸し付けられる貸付金を対象とするものとする。

㈣　補正予算債

補正予算債については、国の補正予算等に伴う地方負担額に対する地方財政措置の内容に応じて別に定めるところにより対象とするものとする。

三　早期協議手続に関する事項

民間等資金債の４月から７月発行等のために早期同意が必要なものについては、別に定めるところにより、早期協議・同意を行うものとする。

第三　許可団体に係る許可基準

一　健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合等

１　健全化判断比率（健全化法第３条第１項に規定する健全化判断比率をいう。以下同じ。）のいずれかが早期健全化基準（健全化法第２条第５号に規定する早期健全化基準をいう。以下同じ。）以上である地方公共団体及び健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上となることが見込まれる地方公共団体（当該健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体及び健全化令第10条第１項の規定に該当することにより財政健全化計画を定めることを要しない地方公共団体を除く。以下「早期健全化基準以上団体」という。）にあっては、原則として、財政健全化計画の策定後に許可を行うものとする。

２　早期健全化基準以上団体の地方債の許可基準

⑴　財政健全化計画の内容が適当なものであり、また、その実施が着実に行われている地方公共団体については、特に制限する必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準によって、許可を行うものとする。

⑵　財政健全化計画の内容に問題がある、又は実施が着実に行われていない地方公共団体については、その内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。また、健全化法第７条第１項の規定による勧告を受けた地方公共団体については、その内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。

３　「七　資金不足比率が経営健全化基準以上である場合等」及び「八　その他資金不足等により許可を要する場合」に係る許可基準は、早期健全化基準以上団体が経営する公営企業に係る許可基準について準用する。ただし、原則として、１による財政健全化計画の策定後に許可を行うものとする。

二　その他実質赤字額により許可を要する場合

１　実質赤字額解消計画の策定

地財法第５条の４第１項第１号に掲げる地方公共団体のうち、早期健全化基準以上団体以外の地方公共団体（以下「実質赤字額解消計画策定団体」という。）は、実質赤字額の解消を図るための計画（以下「実質赤字額解消計画」という。）を策定するものとする。

２　実質赤字額解消計画策定団体の地方債の許可基準

⑴　実質赤字額解消計画の内容が適当なものであり、また、その実施が着実に行われている地方公共団体については、特に制限する必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準によって、許可を行うものとする。

⑵　実質赤字額解消計画の内容に問題がある、又は実施が着実に行われていない地方公共団体については、その内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。

３　「七　資金不足比率が経営健全化基準以上である場合等」及び「八　その他資金不足等により許可を要する場合」に係る許可基準は、実質赤字額解消計画策定団体が経営する公営企業に係る許可基準について準用する。